

投資信託を活用して運用する
みらいふくらむ

変額保険(有期型)

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、毎月お払込みいただく保険料から所定の保険関係費を控除した金額を、主に投資信託を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。

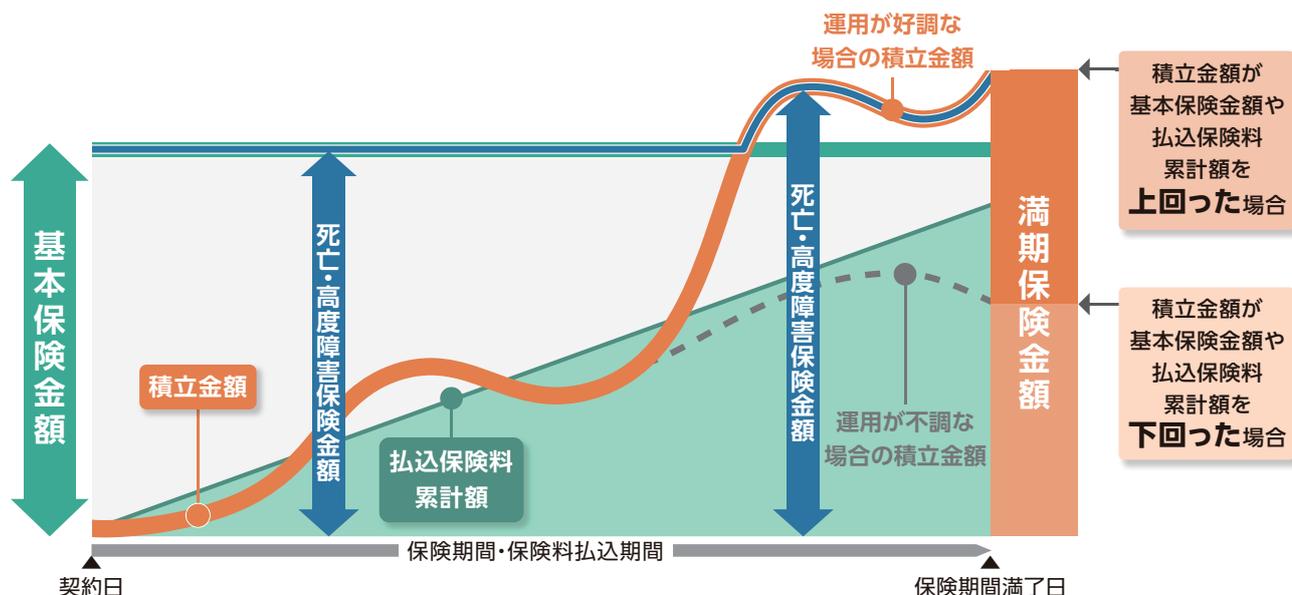
- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。（満期保険金には最低保証はありません。）
- 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

『みらいふくらむ』の正式名称は、変額保険（有期型）です。

この保険は、市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.12の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※ 上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のものです。

2 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、複数の特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。この保険の特別勘定群は、「C型」です。
- 保険料から所定の保険関係費を控除した額を特別勘定に繰入れます。その繰入日は以下のとおりとします。
 - ・ 第1回保険料：契約日
 - ・ 第2回以降の保険料：月単位の契約応当日

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価<*>により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価<*>により評価を行い、評価差額を損益に計上します。<*> 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針および投資対象となる投資信託は、以下のとおりです。

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<*1>	運用会社	運用方針	資産運用関係費 (消費税込・年率)
国内株式	国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する運用成果を目指します。	0.0605%
	国内株式アクティブ	大和住銀日本株式ファンドVA	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性(バリュー)を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により、TOPIX(東証株価指数、配当込み)を中長期的に上回る投資成果を目指します。	0.7480%
外国株式	外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する投資成果を目指します。	0.1650% 程度
	米国株式インデックス	米国株式(S & P 500)インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券および米国の株式へ投資し、S & P 500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0531% 程度
	外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社	日本を除く世界各国の主要株式市場に投資することにより、中長期的な運用成果を目指します。クオンツ手法により多面的に分析し、個別銘柄を選択します。原則として、円に対する為替ヘッジは行いません。	0.7480%
	外国株式アクティブ2型	SMDAM・グローバル・ハイコンビクション・クオリティ・オープン	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	主として世界の取引所に上場している株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。キャッシュフローの創出力、成長性、安定性やESG評価等を勘案し、長期的視点で、持続的な成長が期待できる企業を厳選して投資します。組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。	0.7645%
国内債券	国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	円建ての債券等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合に連動する運用成果を目指します。	0.0825%

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称<*1>	運用会社	運用方針	資産運用関係費 (消費税込・年率)
外国債券	外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0825%
リート	国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P J-REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指します。	0.0660%
	先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0935%
コモディティ	ゴールドインデックス	ゴールド・ファンド	アモヴァ・アセットマネジメント株式会社	日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動を目標とする上場投資信託証券等を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。原則として為替ヘッジは行いません。	0.2145%
バランス	バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	実質的に国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。基本資産配分比率を、国内株式25%、キャッシュを含む国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%を基本とします。	0.3240% 程度
マネー	マネー	SMAM・FGマネーファンドVA	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	円建ての公社債等を中心に投資を行い、安定した運用成果を目指します。	0% ～ 0.1980% <*2>

<*1> 投資信託の正式名称については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。(例：国内株式インデックス・ファンドVA→国内株式インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用))

<*2> 前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じた率を用いて毎月ごとに決定するため、上限と下限のみを記載しております。

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※ 「変額終身保障移行特約」を付加して変額終身保障へ移行した場合、移行後はこの特約の特別勘定で運用を行います。「変額終身保障移行特約」については、P.6の「5. 主契約に付加できる主な特約について」をご参照ください。

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

3 保障の内容について

名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡された場合	被保険者が死亡された日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当した場合	高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額	被保険者
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存している場合	保険期間満了日の積立金額	満期保険金受取人

※「高度障害状態」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- ・ 死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は重複してお支払いすることができません。いずれかの保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金等のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料の払込免除について

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当した場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「保険料払込免除特約」を付加することで、保険料払込期間中に三大疾病（ガン（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患）により被保険者が所定の状態に該当された場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。

対象となる疾病	保険料の払込みを免除する場合
ガン（悪性新生物＜*＞） ＜*＞ 上皮内ガンは除きます。	責任開始日からその日を含めて91日目（ガン給付責任開始期）以後に初めて所定のガン（悪性新生物）と診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した所定の心疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき

※「所定の身体障害の状態」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※ ガン給付責任開始期前に所定のガン（悪性新生物）と診断確定されていた場合には、保険料の払込みを免除しません。



- ・ この特約は、契約締結時にのみ付加することができます。(中途付加のお取扱いはありません。)
- ・ この特約を付加する場合には、この特約の保障にあたる保険料をご負担いただきます。ただし、この特約部分の保険料は特別勘定に繰り入れません。
- ・ 保険料の払込免除の事由の発生前に限りこの特約を解約することができます。なお、この特約の解約には、解約払戻金はありません。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 主契約に付加できる主な特約について

● 保険料払込免除特約

保険料払込期間中に三大疾病(ガン(悪性新生物<*1>)、心疾患、脳血管疾患)により被保険者が所定の状態に該当された場合、将来の保険料の払込みを免除します。

● リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 介護年金移行特約

被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした介護年金に移行します。年金の種類は終身介護年金となります。

● 終身移行特約

契約日から1年経過以後であればご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、保険期間満了時であれば満期保険金のお支払いにかえて、特別勘定による運用を行わない終身保障へ移行します。終身保障移行額は、保険料払込期間中は特約付加日前日の解約払戻金額<*2>、保険期間満了時は満期保険金額<*2>となります。なお、移行には終身保障移行額が所定の金額以上であることが必要です。また、終身保障への移行後、高度障害保険金の保障はなくなります。

● 年金移行特約

契約日から1年経過以後、保険期間満了日前であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 年金支払特約

保険期間満了時に、満期保険金の全部または一部を、年金でお支払いします。

● 変額終身保障移行特約

満期保険金のお支払いにかえて、保険期間満了日の翌日に変額終身保障へ移行します。変額終身保障移行額は、保険期間満了日の積立金額＜*2＞となります。移行には変額終身保障移行額が所定の金額以上であることが必要です。変額終身保障への移行後、高度障害保険金の保障はなくなり、死亡保険金額は基本保険金額を下回る可能性があります。移行後の特別勘定群は「C型(終身)」で、特別勘定は移行前の特別勘定の名称末尾に「(終身)」を追加した名称となります。積立金は、移行前の特別勘定に対応する移行後の特別勘定に振替えられます。

＜*1＞ 上皮内ガンは除きます。

＜*2＞ 貸付金がある場合にはその元利金を差引いた額

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

6 ご契約のお取扱いについて

保険料		月額 3 千円以上 (千円単位) ※ 基本保険金額が 100 万円以上かつ契約年齢に応じた最高額以下であることが必要です。
基本保険金額	最低	100 万円
	最高	契約年齢に応じて 1,000 万円～5,500 万円
保険料払込方法	回数	月払
	経路	クレジットカード払
契約者		被保険者と同一の契約のみお取扱いいたします
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		18 歳～70 歳
保険期間・ 保険料払込期間	年満了	10 年～30 年満了 (1 年刻み) ※ 満了年齢は、80 歳以下とします。
	歳満了	50 歳満了、55 歳満了、60 歳満了、65 歳満了、 70 歳満了、75 歳満了、80 歳満了 ※ 保険期間・保険料払込期間は、10 年以上とします。 ※ 歳満了の場合の満了日は、その年齢になる年単位の契約応当日の前日となります。
基本保険金額の増額		お取扱いいたしません
基本保険金額の減額		減額後の基本保険金額：100 万円以上
高額割引制度		基本保険金額が 1,000 万円以上の場合、適用されます

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払変額商品のご契約がある場合、基本保険金額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は 7 億円となります。

※ この保険には、「責任開始期に関する特約」が付加されております。詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7 解約払戻金について

- 保険期間満了日前であればいつでも、ご契約を解約または基本保険金額を減額して、解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
 - 解約または基本保険金額の減額をされた場合の解約払戻金額は、解約日における積立金額（基本保険金額の減額の場合は、減額日における減額部分の積立金額）から解約控除額を差引いた金額となります。なお、契約者貸付金があるときは、その元利金を差引きます。
 - 解約控除額は、契約日から解約日（減額日）までの保険料払込年月数が10年未満の場合に、契約日からの保険料払込年月数に応じた額となります。なお、この額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なります。
 - 基本保険金額を減額された場合、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。
- ※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。
- ※ 自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更後および終身保障、変額終身保障への移行後の解約払戻金については、「[ご契約のしおり・約款](#)」でご確認ください。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動（増減）します。したがって、運用状況によっては受取る解約払戻金が払込保険料累計額を下回る場合があります。

8 諸費用について

諸費用については、「[注意喚起情報](#)」P.9の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、つぎの費用の合計となります。

- 保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中(変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後を除く)にご負担いただく費用
＜すべての契約者にご負担いただく費用＞

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	<*1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して 年率0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して 年率0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	<*1>	契約日および月単位の契約応当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.1%~0.2% (保険料 払込期間に応じます) を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除

項目	費用	時期
資産運用関係費 <*2>	特別勘定ごとに異なります。P.3～5「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

<特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	<*1>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除

● 変額終身保障移行特約による変額終身保障への移行後の特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の維持に必要な費用	積立金額に対して年率0.25%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	災害死亡保障に必要な費用	<*1>	移行日以後の月単位の契約応当日に積立金から控除
資産運用関係費 <*2>		特別勘定ごとに異なります。P.3～5「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

<*1> 被保険者の性別・年齢などにより異なります。そのため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

<*2> 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
積立金移転手数料	1 保険年度 16 回目から、インターネット以外の方法で積立金の移転をする場合、1 回につき 2,500 円	積立金の移転時に積立金から控除

● 年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの保険料払込年月数が 10 年未満の場合には、契約日からの保険料払込年月数に応じた解約控除額が解約日の積立金額から差引かれます。なお、解約控除額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※ 保険料払込年月数が 10 年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。



2. この保険のリスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込保険料累計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- お客さまが積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (申込完了の際に送信するメールに記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇
⑥第1回保険料払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が個人事業主（雇用主）で事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券を受領した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 告知義務について

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。

ご契約にあたっては、現在の健康状態等を「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」で三井住友海上プライマリー生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、三井住友海上プライマリー生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いいたします。

- ・ 保険金等をお支払いすることはできません。
- ・ お支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ・ 保険料の払込みを免除することができません。

ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

三井住友海上プライマリー生命の社員または三井住友海上プライマリー生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、その内容等についてご確認させていただく場合があります。

6 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、申込日または告知日のいずれか遅い日から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料は、払込期月＜*1＞内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

＜*1＞ 第2回保険料の払込期月は、契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、自動延長定期保険への変更が可能な場合には、保険金額を定額とする自動延長定期保険に変更します。この自動延長定期保険への変更日は、猶予期間満了日の翌日とします。

第1回保険料の払込み＜*2＞にも猶予期間＜*3＞があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、三井住友海上プライマリー生命では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

＜*2＞ 払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで

＜*3＞ 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

8 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をすることができないことがあります。

責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合、ご契約者、保険金等の受取人、被保険者の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をすることができないことがあります。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払いはできません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除ができないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結または復活したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

ご契約が告知義務違反により解除となった場合や責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いができないことがあります。

9 解約と解約払戻金について

解約払戻金額は解約日（三井住友海上プライマリー生命の定める書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日）における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、積立金額は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金等の合計額が払込保険料累計額を下回る可能性があります。（解約払戻金に最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の例表をご確認ください。

詳細については、「[契約概要](#)」P.8の「7.解約払戻金について」をご参照ください。

10

生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

11

預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

13

その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、免責事由に該当する場合等には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料累計額より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度等について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

お申込みの際に、ご契約内容が登録される場合があります。(契約内容登録制度・契約内容照会制度)

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、特別勘定の運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)および医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

14 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取扱いについて

● 払込保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜*1＞

＜*1＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 満期保険金に対する課税

契約者	満期保険金受取人	税金の種類
本人	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	本人以外	贈与税

● 高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金に対する課税

被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金／終身介護年金	所得税（一時所得）＋住民税
		保証期間付終身年金／年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税＜*2＞	
	毎年の年金支払時	所得税（雑所得）＋住民税	

＜*2＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性がと思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人に請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

17

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

18

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

お問い合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

